

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、本人の責めに帰すべき事由により入社後 90 日未満で雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 30 日未満に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 30 日以上 90 日未満に雇用契約が終了した場合 50%

以上